

議案第113号

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立玉川区民会館別館について、利用料金制度を導入する必要がある
るので、本案を提出する。

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例

世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「、世田谷区立玉川区民会館別館」を削る。

第20条第1項中「世田谷区立玉川区民会館」の次に「、世田谷区立玉川区民会館別館」を加える。

別表第3世田谷区立玉川区民会館別館の部を削る。

別表第4の2世田谷区立玉川区民会館の部の次に次のように加える。

世田谷区立 玉川区民会 館別館	集会室	7,150円	8,580円	10,720円	12,870円	17,870円	21,450円			28,600円	34,320円		
-----------------------	-----	--------	--------	---------	---------	---------	---------	--	--	---------	---------	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に、区長が世田谷区立区民会館条例第9条第1項の規定により行った世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、同条例第6条に規定する指定管理者が同条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第9条第1項の規定により行った使用の承認とみなす。
- 3 改正前の第12条第1項及び第2項の規定により徴収された世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る使用料（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の第20条第1項の規定により納付された利用料金（同項に規定する利用料金をいう。）とみなす。